

棚倉町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
棚倉町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務の適正化により勤務状況を改善し、ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標を定めることで、教育職員がやりがいをもって児童生徒と向き合いながら働くことができる環境を整備することで、本町における教育の質の維持及び向上を図ることを目的とする。

(2) 棚倉町の現状

本町では、令和4年3月に「棚倉町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

また、本町ではキャリア教育の推進に取り組んでおり、現場の教育職員の負担が増えないよう、教育委員会と小中学校が連携して取り組んでいる。

こうした取組の中、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下の通りであった。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超	月 80 時間超
小 学 校	月 39.1 時間	35.6%	0.01%
中 学 校	月 52.7 時間	58.8%	18.27%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校・中学校とも30%を超えている状況であることから、業務の負担軽減に努め、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要な状況である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。

ウ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※必要に応じて、取組内容や達成目標を更新することも可能とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路等の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・必要に応じて警察、保護者に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

公会計化していない学校徴収金について、業務の標準化や一元化が出来るシステムの導入を検討する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・直接苦情等に対応する相談窓口の設置や学校が弁護士等の専門家を活用できる環境について調査・研究し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

校務支援システム等を活用することによって、教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

体育館等の地域開放施設の管理業務については、教育委員会において外部委託を検討する。

③校舎の開錠、施錠（「3分類」⑩関係）

職員間の役割分担を見直し、特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備に取り組む。

④部活動（「3分類」⑬関係）

原則、休日の部活動の地域展開を目指す。また、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備等を補助する SSS（スクール・サポート・スタッフ）を配置する。
- ・校務支援システム等や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど医療や福祉に関する専門的人材等からの効果的な支援が期待される業務については、これらの人材と連携・協働しながら適切な役割分担のもと支援を行うことが出来る体制の構築を検討する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により校務の効率化を図り、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況の改善を図る。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

イ ストレスチェックにより、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進するとともに、心身の健康問題についての相談窓口を紹介する。

ウ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に對して取得を促進する。

エ 学校における定時退校日を週 1 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に閉庁期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。